

2018年度 ペット共生住宅の適正化推進プロジェクト
シンポジウム

ペット共生住宅・マンションの 適正化推進方策を考える



主 催

公益社団法人日本愛玩動物協会・東洋大学

協力 株式会社ベネッセコーポレーション、全国ペット・ツーリズム連絡協議会

プログラム

- 13:30 開会の挨拶
- シンポジウムの開催に当たって
日本獣医師連盟 委員長／（公社）日本獣医師会 顧問
北村 直人 氏
- 13:50 ■ 基調講演
環境省自然環境局動物愛護管理室長 長田 啓 氏
- 14:30 ■ ペット共生住宅整備の先進的事例
旭化成ホームズ株式会社
マーケティング本部 営業推進部 商品・仕様グループ 課長
吉澤 好彦 氏
- ブランドゥプラス 代表／（一社）ペットライフデザイン協会 理事
太田 正美 氏
- 15:50 ■ ペット共生住宅の人材育成
東洋大学 教授／（公社）日本愛玩動物協会 会長
東海林 克彦
「ペット共生住宅推進を図るための人材教育のあり方について」
- 16:30 閉会の挨拶
- 17:00 懇親会
希望者のみ。会費制 3,000 円
8号館1階 トレス・ダイニング

プログラムは一部変更となる場合があります。

人とペットが共生する社会の実現に向けて

環境省自然環境局動物愛護管理室長 長田 啓

かつて、全国で犬や猫の放し飼いや遺棄が多く見られた時代に比べ、近年は、室内飼育の普及や不妊去勢の実施などにより、飼い主による飼育管理の状況は大きく改善している。一方で、鳴き声や悪臭、野良猫への餌やりなど、ペットを取り巻くトラブルなどは依然として各地で問題となっている。多頭飼育によって適正飼養ができなくなった飼い主からの引取り、災害時に備えた飼い主への普及啓発なども自治体にとっては大きな課題だ。

動物愛護管理法の目的規定には、「人と動物の共生する社会の実現を図る」とある。その実現のための手段が、「動物の愛護」と「動物の管理」ということになるが、それによって達成されるべき「人と動物が共生する社会」の具体像については、いまだ十分な議論は行われていない。

ペットを飼うことは、本来誰に強制されるものでもない、いわば個人的な行為ともいえる（もちろん、自分のためではなく、動物のために飼っていると考える方がいるのも事実である）。一方で、「人と動物が共生する社会」の具体化に向けては、飼い主にとってはかけがえのないパートナーである、すなわち個人的には特別な価値を持つ犬や猫が、飼い主以外の人々にとってどのような意味を持つのか、というペットと社会との関係性にまで思いをめぐらせることが必要になってくると思われる。

ペット共生住宅の普及が、どのようなコミュニティやライフスタイルの創出につながっていくのだろうか。そして、それが飼い主だけではなく、社会全体に果たす役割は何なのかを考えていくことは、諸外国と比べると犬や猫を飼育する人の割合が有意に低い、我が国のペット飼育の将来を考えるうえで貴重なきっかけになるのではないだろうか。



長田 啓 (おさだ けい)

■略歴

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長。
環境庁（当時）に自然系技官（レンジャー）として入庁し、環境省本省と全国各地で、国立公園の計画管理、野生生物保護等の自然環境行政に従事。2018年7月から現職。

旭化成のペット共生住宅に対する取り組み

旭化成ホームズ株式会社

マーケティング本部 営業推進部 商品・仕様グループ 課長

吉澤 好彦

「ペットを飼うのではなく、ペットとともに生きる」。旭化成はこの理念に基づき、人もペットも幸せに暮らすことのできる、ペット共生型の戸建住宅、および賃貸住宅の「+わん+にゃん」をヘーベルハウス・ヘーベルメゾンブランドで販売・設計・施工しております。

「+わん+にゃん」は1998年に「旭化成ペット研究会」を発足させた事が出発点となり、時代とともに変化する人とペットの関係性、飼育形態に合わせ、戸建・賃貸双方に最適な空間設計やフォロー・サービスの仕組みを提案してまいりました。犬は番犬、猫はネズミ捕りとして家畜化されたことがペットのルーツです。そして今や家族の一員と言われ久しいのですが、人とペットが幸せに暮らすためには、それだけでは不十分です。人もペットも、社会の一員であることが求められ、自然の一員であることを再認識することが必要です。特に賃貸住宅では、ご入居者様同士ばかりでなく、近隣住民ともトラブルなく暮らせる社会の一員という考えが大切となります。その為、当社ペット共生型賃貸は、しつけ面のサポートや、健康相談等も商品に組み込んで、入居者の悩み事を解消し、また入居者のコミュニティ促進の為のサービスも定期的に行っています。また、この仕組みが賃貸オーナー様の長期安定経営にもつながり、入居者様・オーナー様双方にメリットのあるウィンウィンの関係を築くことができます。

また、室内飼いが普及し飼育環境が向上した半面、ペットが直接光や風を感じる事が減ってきています。より自然に近い犬や猫ですから、散歩時以外でも自分の意志で光や風に触れるような工夫も大切です。人もペットも自然の一員という考え方で空間設計を行い、より快適な住環境を実現するノウハウを戸建住宅に取り入れています。

このような当社の取り組みをご紹介させていただければと思います。



吉澤 好彦 (よしざわ よしひこ)

■略歴

旭化成ホームズ株式会社 マーケティング本部 営業推進部 商品・仕様グループ 課長。ヘーベルハウスの営業として入社。その後、営業マネージャー、マーケティングスタッフに従事。2015年にペット共生賃貸の更なる強化のため、ペット事業推進室を立ち上げる。18年から現部門でペット共生住宅の改良、推進を行っている。

ペット共生住宅の考え方と犬と よりそう住まいへのリフォーム事例

ブランドアップラス 代表 / 一般社団法人ペットライフデザイン協会 理事
太田 正美

ペット対応の建材（床材、内装材等）は各社から販売されているが、それらを使用すればペット共生住宅になるわけではない。犬種によっても、性格によっても、飼い主とペットとの関係によっても対応はすべて異なり、考えなくてはならないことは多々ある。そもそも住宅は人のために考えられ建てられているわけで、それを体の構造や機能の異なる動物が快適に過ごすこと自体が難しいし、それによる不具合は発生して当然である。飼い主がそのことを理解し、お互いが安全、安心、快適に暮らすための住宅に変えることによって怪我や事故を未然に防ぐことに繋がり、愛情を持って飼育できることにも繋がると考えている。住まいの改善、環境の改善によって動物本来の行動を制限することなく、住まいとしての機能も高め、ペットと飼い主のストレスを軽減できるためのリフォームの考え方、事例を紹介します。



太田 正美 (おおた まさみ)

■略歴

ブランドアップラス 代表、一般社団法人ペットライフデザイン協会理事。住宅リフォームに30年以上携わり、数多くの住宅リフォームを手掛ける。2015年より一般社団法人ペットライフデザイン協会理事を兼務。犬とよりそう住まいの提唱としてモデルハウスでもあり、体感できるように2019年より北軽井沢にて貸別荘をスタート予定。

「ペット共生住宅」を推進するための

人材育成について

東洋大学 教授 / 公益社団法人日本愛玩動物協会 会長 東海林 克彦

近年、ペット共生住宅が増えてきているが、ペット共生住宅は、建設が「終わり」ではなく、「始まり」であるといった特徴を有した建築物であることを忘れてはならないだろう。ペット共生住宅の適正推進を図るためには、設備や構造といったハードに関するノウハウの蓄積はもちろんのことであるが、入居のルールや管理運営体制に関するノウハウ整備も必要となる。また、マナーの普及啓発が図られるとともに、供給側と飼い主側の双方においてのペットの適正な飼い方に関する学習・研鑽も重要となってくる。ペット共生住宅は、定型的・機械的な存在ではなく、ペットライフのスタイルの変化などに合わせて有機的に成長するといったメタボリズム的な考え方を基調とする建築物なのである。であるからこそ、本当の意味でのペット共生住宅を推進するためには、「人材育成」が重要なキーワードとなってくると考えられる。

平成 30 年 3 月より、(公社)日本愛玩動物協会では、(公社)日本獣医師会及び東洋大学などの協力を受けながら、ペット共生住宅の推進に向けたアクションプランとして「ペット共生マンションの適正化推進ガイドライン」「飼い主のマナーハンドブック」を刊行するとともに、「ペットフレンドリーホーム宣言」の実施に着手した。かかる取り組みを着実に進めていくために、平成 31 年の春には、人材育成のための教育事業として「ペット共生住宅管理士」の育成事業を開始する予定で準備を進めている。

ペット共生住宅管理士の人材育成(教育)に求められるのは、建築に関する知識やノウハウだけではない。何をおいても、ペットと飼い主のことに関する知識やノウハウが基盤的な教養として習得されていなければならない。また、メタボリズム的な考え方を持たなければならない建築物であることから、「順応的(適応的)管理」「クライアントの潜在的ニーズの掘り起こし」「暗黙知・実践知のパターン化」「健全な地域づくりへの社会的貢献」などといったことに対する理解も必要とされることとなる。



東海林 克彦 (しょうじ かつひこ)

■略歴

東洋大学国際観光学部国際観光学科教授、(公社)日本愛玩動物協会会長。博士(農学)。1983年に環境庁(省)入庁、動物愛護管理室長などを歴任後、2007年より現職((公社)日本愛玩動物協会会長は2012年12月より)。専門は、観光レクリエーション計画論、景観論、環境評価論。

増加するペット共生住宅への
ニーズに応える



オンラインで受験する検定資格

2019年
春
開講予定

ペット共生住宅管理士

近年増えつつある「ペット共生住宅」。

ペット共生マンションなどの量的・質的水準の底上げを図るためには、ペットの生理生態・習性のみならず、ペット関連法令や人と動物の関係学についても十分に学習した人材が求められています。

そこで、ペットの習性や正しい飼い方を理解したうえで、ペット共生住宅に関する専門的な知識を学ぶことができるよう、「ペット共生住宅管理士」が誕生します。

- 検 定 料 **20,000 円**（教材・受験料込み）※税込
- 受講資格 二級 愛玩動物飼養管理士 認定登録者
- 教 材 『ペット共生マンションの適正化推進ガイドライン』
『飼い主のマナーハンドブック』
『ペット共生住宅管理士 理論と実践』
- 受講の流れ ①ペット共生住宅管理士ホームページよりお申込み
②教材の到着と自宅学習
③オンライン上で検定を受験
④合格者には、合格通知をお届け

PC やスマホで
好きな時間に
受験できる！



公益社団法人 日本愛玩動物協会

URL <https://www.jpc.or.jp/>

電話 03-5357-7725（祝祭日を除く平日 9時30分～17時）

公益社団法人 日本愛玩動物協会は、1979年設立。
環境省や地方自治体と連携・協力しながら、ペット
の適正飼養を推進するための活動を、全国各地で実
施している内閣府認定の公益法人です。



2019年度 愛玩動物飼養管理士の申込期間は

2019年 2月1日～4月15日 申込書必着



【ペット共生住宅の適正化推進プロジェクト】

人とペットが快適に楽しく暮らすためには、住宅の設備や構造を適切なものにするとともに、入居のルールづくりや飼育マナーなどの普及啓発が図られなければなりません。

長年にわたってペットの適正飼養の普及啓発に関わってきた公益社団法人日本愛玩動物協会（内閣府認定の公益法人）では、ペットと暮らす生活が飼い主にとっても、ペットにとっても、ペットを飼っていない人にとっても豊かなものになることを願い、関係団体・大学の協力を得ながら、当該プロジェクトを実施しています。



公益社団法人
日本愛玩動物協会
愛玩動物飼養管理士・ペットオーナー検定

〒160-0016 東京都新宿区信濃町8-1
TEL 03-3355-7855 FAX 03-3355-7880